

STOP 違法商品

★ご存知ですか?...

延長コード等の電線を用いる商品は、**経済産業省より国の法律**として**電気用品安全法**で定められています。

国内外を問わず製造メーカーは、その**電気用品安全法**に定められた法律の規格・基準に基づいて製造しなければなりません。

電気用品安全法に基づいた製造を怠った場合は、市場には販売できません。

法律を逸脱して製造された商品は、違法品=法律違反となり、製造業者および輸入貿易商社・販売業者が罰せられ、その罰則は年々強化されています。

★違法品って、何処に売ってる?

お客様のすぐ身近にあります。

輸入業者や電線メーカー製造商品以外の海外輸入商品は、電器用品安全法を無視した違法品となっているのが現状です。

まず、違法品であるかどうかの判別は、専門的な知識を持った人間でないと難しく、知らず知らずの内に違法品を輸入しているのが現実です。

専門的な知識が必要とされる細かな法律の規格・基準は外観ではなく、電線の内部構造や被覆樹脂(塩化ビニール樹脂)の成分等によって規格・基準化され法制化されていますので、専門的知識を持ち合わせたプロでなければ判別は不可能なのです。

★国産メーカー製品は、安心! 安全!!

海外製品の危険性は解ったけど、国内製造メーカーは本当に大丈夫か?

という疑問が湧いてくるのではないかと存じます。

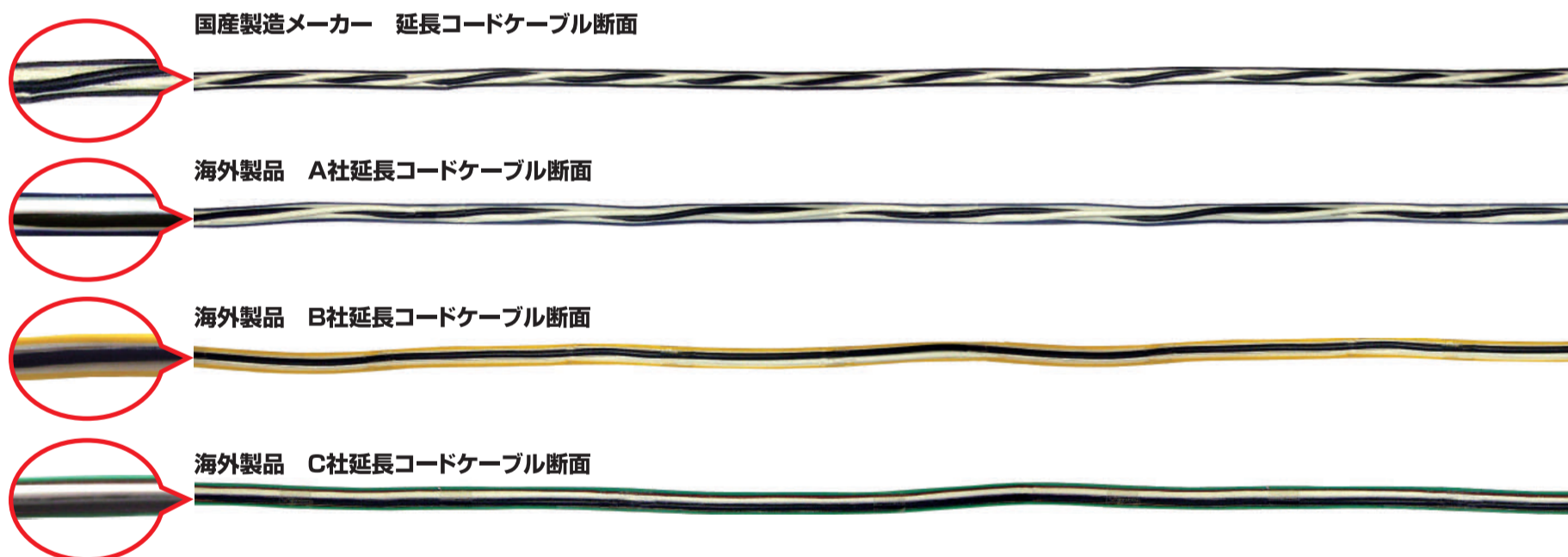
国内製造メーカーの場合、製造に関する規格から原材料の仕入れに至るまで、JIS規格に詳細に基準化されており、JIS規格メーカーはもちろんですがJIS規格未取得メーカーもJIS規格に基づいて生産を行っているのが通常です。また、国内メーカーには製造品目の問題発生重度と頻度により、厳しい行政処分が施行されます。

国内延長コード製造メーカーは製造品目の延長コード以外にメーカー向け電源コードや電線問屋向け電線把など多品目にわたって製造しており、全ての製造品目について規格・基準をクリアし法令に順守した商品づくりをしなければ、社会的信用を失う事となり失った信用は取り戻す事が出来ません。

だから、安全性の高い商品がご提供でき、お客様が安心してご使用いただけるのです。

★国産製品 VS 海外製品 電線比較

異常に安い商品には、安い商品なりの理由があります。理由?...それは、法律を無視した違法品だからです。



電線ケーブル部分の主な規格・基準

★撚りピッチ

法律では、心線撚りピッチ間の寸法が、層心径の20倍以下と定められています。撚りピッチ間の寸法が20倍以上の場合、規格外となり違法となります。

心線の撚り寸法が甘ければ甘い程、屈曲性に弱く屈曲頻度による疲労破壊等の断線発生率が非常に高くなります。

★塩化ビニール樹脂

国内の主要延長コード製造メーカーでは、新品なコンパウンド(塩化ビニール樹脂)を電線被覆として使用いたします。

上記、電線ケーブルを製造するにあたって、4種類のコンパウンドが用いられます。この4種類のコンパウンドは、それぞれ性能が異なります。

近年の安価な海外製品には、電線被覆専用のコンパウンドを用いず、家庭用プールや浮き輪などに使用するビニール樹脂を用いるなどして、輸入業者の購買価格に応じた規格・基準に満たない違法な商品が市場に流出しているのが現状です。

★その他

紙面では表現できない程、詳細に法令化されています。プラグおよびマルチタップ部分の成型加工についても、厳密な規格・基準が法令化されており、国内メーカーはその規格・基準に基づいて生産をしております。

社内コンプライアンスや法令順守が叫ばれている昨今。企業として、違法品を見て見ぬ振りをしていて、本当に良いのでしょうか?海外製品の中にも、非常に素晴らしい商品もたくさん有るのも事実です。

ですが、残念ながら私共の延長コード業界においては、全般にわたりなんらかの規格・基準に達しない違法品が蔓延しているのが紛れもない事実であり、現場では実際に発火事故等も発生しております。

社会は責任の無い売り切りの時代から、製造メーカーと代理店様・販売店様が一体となり、お客様の安全を第一に追求する時代へと確実に変化しております。

延長コードに限らず、規格・基準が法令化されている製品については今一度、御社内の御取扱商品をご確認頂き、ご検討して頂けるので御座いましたら幸甚に存じます。

